

# 南九州大学大学院学則

## 第1章 総 則

### 第1節 目的等

#### (趣旨)

第1条 この学則は、南九州大学学則（以下「大学学則」という。）第4条第3項の規定により、南九州大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教育研究して、教養、人間力、社会性および国際性を兼ね備えた高度専門職業人を育成し、もって社会、文化の進展に寄与することを目的とする。

#### (自己点検・評価)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、FD活動を法令に準じて行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則り適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えるものとする。
- 3 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

### 第2節 組織

#### (課程)

第4条 本学大学院に、修士課程を置く。

#### (研究科及び専攻)

第5条 本学大学院に、園芸学・食品科学研究科を置く。

- 2 前項の研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
園芸学・食品科学研究科	園芸学専攻	4人	8人
	食品科学専攻	2人	4人

- 3 各専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

#### 園芸学専攻

園芸・造園・環境に関する知識や技術を教育研究することにより、社会や文化の発展に寄与できる人間力・社会性および国際性を兼ね備えた高度専門職業人の育成を目的とする。なお、各分野の具体的な教育研究の目的は以下に定める。

園芸学分野では、園芸植物の生理・生態・栽培法、栽培環境の保全、品質など園芸産物の生産に関する教育・研究や遺伝・育種、病害虫の同定および発生生態など園芸資源の効率的利用に関する教育・研究を行うことにより、園芸に関する高度専門職業人として地域から全世界まで活躍できる幅広い人材の育成を目的とする。

造園学分野では、住空間から健康・福祉・環境に配慮した造園空間の計画、設計ならびにランドスケープデザインを教育研究の対象とすることにより、学生が専門性と汎用性、さらに自己発展性を獲得することを目的とする。

#### 食品科学専攻

食品科学分野では、食を通して生命科学を探求し、食品の安全および食品による健康維持と疾病予防に関する基礎的・応用的な研究を行うことにより、食品化学、食品微生物学、栄養化学、食品機能学等に精通し、会得した知識・技術を社会において有効に活用できる高度専門職業人を育成することを目的とする。

### 第 3 節 教員組織

#### (教員組織)

- 第6条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、原則として南九州大学(以下「本学」という。)の教授、准教授の中からこれを充てる。ただし、講師でも准教授と同程度の研究業績等があれば担当することができる。
- 2 必要がある場合は、非常勤講師を加えることができる。
  - 3 本学大学院に研究科長を置く。
  - 4 本学大学院に分野担当委員を置く。

### 第 4 節 研究科会議

#### (研究科会議)

- 第7条 本学大学院に研究科会議を置き、研究科に所属する、学長を除く専任の教員をもって組織する。
- 2 原則として学長及び副学長は研究科会議に出席する。
  - 3 研究科長が必要と認めた場合は、前項に定める構成員以外の教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
  - 4 研究科会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるものとする。学長は、研究科会議の意見を参考に、最終的な決定を行い、その決定を研究科会議に周知する。
    - (1) 学生の入学及び課程の修了
    - (2) 学位の授与
    - (3) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
  - 5 研究科会議の議長は、研究科長が行う。研究科長に事故ある場合は、あらかじめ研究科長の指名した者が議長となる。
  - 6 前4項(3)に係る事項は、別に定める。
  - 7 前6項に定めるもののほか、研究科会議に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て、学長が定める。
  - 8 研究科会議は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。この場合、休職中又は留学中の者は構成員に含まない。
  - 9 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。この場合、議長は、議決に加わることができない。ただし、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 10 研究科会議の議題の選定及び編成を行うため、大学院連絡会を置く。大学院連絡会については別に定める。

(幹事及び議事録)

- 第8条 研究科会議に幹事を置き、総務課長及び庶務課長又はこれに代わる者をもってこれに充てる。
- 2 幹事は、議事録作成等の事務処理を行い、議事録を保管する。
  - 3 議事録には、議長及び審議に加わった者1人が署名押印する。
  - 4 研究科会議は、議事録をもって学長への答申とし、学長はその答申を参考にして、自ら決定する。
  - 5 学長は、研究科会議の審議事項及び学長の決定を理事長に文書で報告しなければならない。

## 第2章 研究科通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第9条 修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準の修業年限を超えて計画的に課程を履修し修了する制度（以下、長期履修制度という。）の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 3 第2項の長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(在学年限)

- 第10条 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第19条の規定により入学した者は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

- 第12条 学年を次の2学期に分ける。

- 前期 4月1日から9月30日まで  
後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要と認めた場合は、前項の日程を変更することができる。
- 3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

- 第13条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 開学記念日 5月1日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

- 2 学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 3 学長は、教育上必要と認める場合には、休業日に授業を課すことができる。

### 第3節 入学

#### (入学の時期)

第14条 入学の時期は、4月とする。

#### (入学資格)

第15条 本学大学院に入学することのできる者は、次のいずれにか該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により文部科学大臣の指定した者
- (5) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

#### (入学の出願)

第16条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて出願しなければならない。

#### (入学試験)

第17条 前条の入学志願者については、学長の定めるところにより、入学試験を行い、研究科会議の議を経て、合格者を学長が決定する。

#### (入学の手続及び入学許可)

第18条 前条の入学試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

#### (再入学)

第19条 本学大学院に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により再入学を許可された者の、再入学前に既に修得した授業科目単位数の取扱い等については、研究科会議の議を経て、学長が決定する。

3 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、学長が定める。

### 第4節 教育の方法及び履修方法等

#### (教育の方法)

第20条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

2 本学大学院における履修方法並びに授業科目及びその単位数は、別に定める「大学院履修要項」のとおりとする。

#### (授業の方法)

第21条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(単位の計算方法)

第22条 単位の計算方法は、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に示す基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習等については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の修得等)

第23条 本学大学院の学生は、在学期間に第20条第2項の規定により定められた授業科目を履修し、30単位以上を履修しなければならない。

- 2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。
- 3 教員職員免許状の取得に要する科目的履修方法は、別に定める。

(他の大学院の授業科目の履修)

第24条 研究科会議は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により他の大学の大学院の授業科目を履修しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。
- 3 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲内で、本学大学院において修得したものと認定することができる。

(既修得単位の認定)

第25条 研究科会議は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位は、10単位を超えることができない。
- 3 前2項の既修得単位の認定に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て学長が定める。

## 第5節 休学、転学及び転籍、留学、退学、除籍並びに復学及び復籍

(休学)

第26条 病気その他特別の理由により、引き続き3か月を超えて修学することが困難で、休学しようとする者は、休学前に休学届を学生支援課に提出しなければならない。

- 2 学長は、病気その他特別の理由により、修学が適当でないと認められる者については、研究科会議の議を経て、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときには、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第10条に規定する在学年限及び第33条に規定する在学年数に算入しない。

(転学及び転籍)

第27条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学前に転学届を学生支援課に提出しなければならない。

- 2 転籍を希望する者については、受け入れ分野の選考を経て、教育効果及び修業年限等を勘案し、研究科会議で審議の上、認めることができる。
- 3 転籍は在籍する同一専攻内に限る。

#### (留 学)

- 第28条 本学大学院に在籍のまま外国の大学の大学院で学修しようとする者は、研究科会議の議を経て、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第33条に定める在学年数に含めることができる。
  - 3 第24条第1項及び第3項の規定は、第1項に規定する留学の場合に準用する。

#### (退 学)

- 第29条 退学しようとする者は、退学前に退学届を学生支援課に提出しなければならない。
- 2 学長は、次のいずれかに該当する者に、退学を命ずることができる。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (2) 学業を怠り修学の見込みがないと認められる者
    - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
    - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
  - 3 前項の規定により退学を命ぜられた者には、復学又は再入学を認めない。

#### (除 籍)

- 第30条 学長は、次のいずれかに該当する者を、研究科会議の議を経て、除籍することができる。
- (1) 第10条に定める在学年限を超える者
  - (2) 第26条第3項の規定による許可を受けた休学の期間を超えてなお学長が指定する期日までに復学又は再度の休学の許可を受けない者
  - (3) 督促を受けた納入金を、指定された期限までに納入しない者  
この場合、別に定める「南九州大学授業料等未納者の除籍・復籍に関する内規」を適用する。
  - (4) 死亡の届出のあった者又は長期間にわたり行方不明の者

#### (退学及び除籍の方法)

- 第31条 第29条第2項の退学及び第30条の除籍は、研究科会議の議を経て、学長が決定する。
- 2 退学を命じ、又は除籍を行うときは、本人に通知する。

#### (復学及び復籍)

- 第32条 学長は、次のいずれかに該当する者を、研究科会議の議を経て、復学又は復籍させることができる。
- (1) 休学中の者で休学理由が消滅し、復学を願い出た者。
  - (2) 第30条第1項第3号の規定により除籍された者で、当該滞納納入金を添えて、復籍を願い出た者。この場合、別に定める「南九州大学授業料等未納者の除籍・復籍に関する内規」を適用する。

### 第 6 節 課程の修了要件及び学位授与

#### (課程の修了要件)

- 第33条 本学大学院に2年以上在学し、第23条第1項に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格した者については、研究科会議の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。
- 2 修了の時期は、3月及び9月とする。

#### (学位の授与)

- 第34条 学長は、修士課程を修了した者に、修士（農学）の学位を授与する。
- 2 学位の授与に關し必要な事項は、学長が定める。

## 第7節 賞 罰

### (表 彰)

第35条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、研究科会議の議を経て、表彰することができる。

### (懲 戒)

第36条 学長は、本学大学院の学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為があった者を、学生懲戒委員会にかける。なお、学生懲戒委員会は南九州大学学則第10条に定める学生部で構成する。

- 2 学生懲戒委員会は懲戒の可否及び懲戒処分の軽重を審議し、その結果を研究科会議に提案する。
- 3 懲戒の可否、懲戒処分の軽重は、研究科会議の議を経て、学長が決定する。
- 4 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 5 懲戒に関する手続きは別に定める。

## 第8節 学生納入金

### (入学金)

第37条 第18条に定める入学金は、250,000円とする。

### (授業料)

第38条 授業料は、年額として定め、次のとおりとする。

研 究 科	授 業 料
園芸学・食品科学研究科	660,000 円

- 2 前項に定める授業料には、施設設備費及び実験実習費が含まれる。
- 3 前項に定める年額の、それぞれの2分の1に相当する額を前期分及び後期分として、在学する学期に納入する。
- 4 授業料の納入期限は、前期分4月20日、後期分10月1日とする。ただし、新入生の前期分は入学手続期限に同じとする。
- 5 特別の理由により、延納を願い出る者は、学長の許可を得なければならない。この場合、別に定める「南九州大学授業料等未納者の除籍・復籍に関する内規」を適用する。

### (授業料の納入の特例)

- 第39条 休学を許可された者は、休学期間の授業料を免除する。ただし、学期途中で休学する場合、その学期の授業料は全額納入しなければならない。
- 2 復学を許可された者は、復学開始日の属する学期の授業料は、全額納入しなければならない。
  - 3 退学又は転学する者は、在学最終日の属する学期の授業料は、全額納入しなければならない。
  - 4 停学期間の授業料は、免除しない。

### (授業料未納者の処置)

第40条 授業料を所定の期限までに納入しない者には、単位の認定を保留する。また、各種証明書の発行を停止する。

### (納入金の返還)

第41条 既納の入学金及び授業料は、原則として、返還しない。

## 第 9 節 奨学金制度

(奨学金の給付及び貸与)

第42条 本学大学院に奨学金制度を置き、奨学金の給付及び貸与を行う。

2 奨学金に関する事項は、南九州学園奨学金貸与規程による。

## 第 10 節 雜 則

(科目等履修生)

第43条 本学大学院に科目等履修生を入学させることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(公開講座)

第44条 地域社会の教育、学術及び文化の振興と普及に貢献するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

## 第 11 節 学則の改廃

(学則の改廃)

第45条 学則の改廃は、研究科会議の議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 12 年 4 月 1 日、平成 13 年 4 月 1 日、平成 14 年 4 月 1 日、平成 15 年 4 月 1 日、

平成 16 年 4 月 1 日、平成 17 年 4 月 1 日、平成 18 年 4 月 1 日、平成 18 年 12 月 1 日、

平成 18 年 12 月 1 日改正の第 6 条については、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 1 日、平成 21 年 4 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日、

平成 25 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日、

平成 29 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日、令和 3 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日、令和 6 年 8 月 1 日、令和 7 年 4 月 1 日

2. 第 42 条に関しては、令和 5 年度以降入学者には適用しない。